

X線材料強度部門委員会内規

第1条 社団法人日本材料学会X線材料強度部門委員会委員は、規程第8条により資料作成費を納めなければならない。

第2条 資料作成費は以下のとおりとする。

会社委員 1口 3万円

個人委員 1口 2千円

第3条 委員会の事業について、学校関係の事業担当幹事、委員長および総括幹事への旅費の支給は、予算作成時に決定し、委員会の了承を得る。

第4条 幹事会での旅費の支給は、予算作成時に決定し、委員会の了承を得る。

第5条 講演謝金は委員外の講演者に対して支給する。